

令和 8 年度宮城県食品表示ウォッチャー募集要領

1 食品表示ウォッチャーについて

- 宮城県食品表示ウォッチャー（以下「ウォッチャー」という。）は、県内スーパー等で販売されている食品の表示内容をモニタリングすることに協力いただくことで、県による食品表示の適正化を推進する事業です。
- ウォッチャーからの報告を基に、県が店舗等の確認調査を行い、表示違反が認められた場合は、適正な表示に改善されるよう県が指導等を行います。

2 活動内容

- 調査期間
令和 8 年 6 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までの 7 か月間
- 調査方法
お住まい周辺のスーパー、食料品店等で購入した指定食品について報告していただきます。
- 調査概要

		電子調査
調査店舗数		毎月 2 店舗
調査品目	生鮮食品 ^{※1}	1 品目/店舗
	加工食品 ^{※2}	2 品目/店舗
報告方法		電子申請により 調査報告及び表示写真の提出
報告期限		店舗ごとに調査後 3 日以内

※1 パック詰めされた畜産物もしくは水産物から選択

※2 大豆製品、漬物類、その他日配品から選択

- 謝金
実施人数、報告実績等に応じて、予算の範囲で謝金をお支払いします。（2 月頃に一括口座支払い予定）

3 募集人数

- 最大 100 名

4 応募資格

- 応募資格は、次の要件をすべて満たすこととします。
 1. 宮城県内にお住まいの 18 歳以上の方
 2. 7 か月間のご協力を引き受けていただける方

※ 国及び地方公共団体の職員でも応募は可能ですが、委嘱には所属先の承諾を得ていることが要件となります。

5 応募方法

- 以下 URL もしくは右二次元コードから電子申請によりお申込みください。
<https://logoform.jp/form/GQGB/925026>



6 募集締切

- 令和8年3月20日（金）必着

7 依頼対象者決定

- 応募者多数の場合は、地域バランスなどを考慮し抽選の上決定いたします。
- 決定結果は、4月中旬までに応募者全員に電子メールにより御連絡いたします。
※ eiseik@pref.miyagi.lg.jp を許可設定願います。
- 依頼対象決定者には承諾書の提出依頼と実施要領を送付いたします。

8 ウォッチャーを依頼された方に守っていただくこと

- ウォッチャーの立場を利用して利益又は便宜供与等を受けることなく、常に公正中立なモニター活動に務めること。
- ウォッチャーには法令に基づく調査権限が付与されていないので、店内での写真の撮影、伝票等の閲覧要求及び店員等に対する過度の質問等は慎むこと（報告用の商品写真はご自宅で撮影下さい）。
- ウォッチャーとして行った調査で知り得た情報を第三者に伝えないこと。

9 依頼の取消し

- 次のいずれかに該当するときは、依頼を取り消すことがあります。
 1. 上記、「2 活動内容」に掲げるウォッチャーの依頼内容を2か月間連絡なく怠ったとき。
 2. 上記、「8 ウォッチャーを依頼された方に守っていただくこと」の違反が発覚したとき。
 3. 犯罪行為又は公序良俗に反する行為を行ったとき。
 4. ウォッチャーから辞任の申出があったとき。
 5. その他、ウォッチャーの職務を行うことができないと県が認めたとき。

10 個人情報の取扱い

- 個人情報については、ウォッチャーの選定、県からの連絡、謝金等の支払い、資料の送付等以外に使用いたしません。